



古代くん情報局

王塚装飾古墳のマスコットキャラクター 古代くん

◆ 保険環境課 医療介護保険係

医療

平成20年4月より乳幼児医療が6歳に達する日の最初の3月31日までに拡大されます

	旧	新
対象年齢	5歳未満のお子さん	6歳に達する日の最初の3月31日まで
入院外	5歳の誕生日の月末まで（1日生まれるお子さんは誕生月の前月の月末まで）、医療機関窓口での支払の必要がありません。	6歳に達する日の最初の3月31日まで、医療機関窓口での支払の必要がありません。
入院	小学校就学前まで	6歳に達する日の最初の3月31日まで

必ず！
チェック

3歳児～6歳に達する日の最初の3月31日までの児童が入院した場合

① 初診料及び往診料については、桂川町役場で払い戻しの手続きが必要です。

3歳以降に重度心身障害者医療・母子家庭等医療を受給されている場合

① 重度心身障害者医療・母子家庭等医療制度が優先になります。

② 初診料及び往診料については、桂川町役場で払い戻しの手続きが必要です。

申請場所・問合せ先 保険環境課 医療介護保険係 (☎65・1097)

◆ 健康づくり課 健康づくり係

検診

ガン検診は郵便申込みで

4月上旬に、平成20年度のガン検診の『申込書』を対象となる各ご家庭に郵送します。

必要事項を記入し、同封の返信用封筒（切手不要）で送り返してください。また、受診希望者には、検診前に自宅に検診票を郵送します。

※詳しい説明書を同封します。

問合せ先 健康づくり課 健康づくり係

☎65・1076

◆ 住民課 税務係

税

「平成20年度 土地・家屋価格等縦覧帳簿」の縦覧が始まります

縦覧制度とは、土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿を、それぞれの固定資産税を納税している人が縦覧できる制度です。

ただし、償却資産については縦覧できません。不服がある場合には、納税通知書の交付後60日以内、固定資産評価審査委員会に対して審査の申し出をすることができます。

縦覧期間 4月1日（火）～4月30日（水）

平日の8時30分～17時15分

縦覧場所 住民課税務係

縦覧できる人 固定資産税の納税者

問合せ先 住民課税務係 (☎65・1076)